

平成15年4月21日

**「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の検討状況の整理に  
対する意見等について**

(社) 全国信用組合中央協会

このたび公表されました標記整理につきまして以下のとおり意見等  
申しあげます。

記

**1 固定資産の減損に係る会計基準の導入開始について**

本会計基準の導入時期について、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」では、平成17年4月1日以後開始する事業年度からとされている。

しかしながら我が国の景気動向は一部に底入れ感があるものの信用組合の主たる中小企業は先行き明るい兆しが見えるまでには至っていない実情にある。

このような景気動向の中、新たな会計基準を導入することは、信用組合及びその取引先である中小企業に新たな事務負担を負わせ、またその財務内容に悪影響を及ぼす恐れがあり、ひいては、中小企業への資金の円滑な供給にも支障が生じることも考えられる。

ついては、少なくともその導入時期については、受け入れ準備期間のほか、我が国の景気動向等を充分見極めつつ選定すべきであり、平成17年度からの原則適用は当面延期し、適用にあたっては、景気動向等を充分見極め、減損処理に耐え得る状況になった時点から導入されることを要望する。

**2 簡便な処理の適用について**

新会計基準を適用された場合、高度な会計知識が要求されると

ともに、事務負担は多大なものとなる。特に信用組合及び中小企業が適用するにあたってはかなり困難が伴うため、もし、適用されることであれば、退職給付会計基準で示されたように、適用にあたり簡便な処理を設けられるよう要望する。

また、減損損失を認識する判定については、将来キャッシュ・フローの見積りを行い、その総額（割引前）と帳簿価額を比較することにより行うとある。キャッシュ・フローは中長期計画等により合理的に見積もるとされているが、その算出には相当の事務負担能力が要求されると考えられるので、別途簡便な方法による判定基準をご提示いただきたい。

**※ なお、本会計基準は信用組合に対しても、適用されるのか否かをご教示を賜わりたい。仮に適用される場合には、併せてその根拠法令をご教示賜わりたい。**

### **3 資産のグルーピングについて**

資産のグルーピングに際しては、継続的に収支が把握されている資産グループの最小単位とされ、商業サービスの設例によれば、本支店の店舗単位がグルーピングの単位とされている。

信用組合の場合、店舗によって事業特性が分かれており、店舗のネットワーク全体として事業が成り立ち、ネットワーク全体で価値を評価することが適切である場合がある。従って、店舗網全体を資産グループとして一つの単位とすることが望ましいと考える。

### **4 減損の兆候の把握について**

- ① 市場価格の著しい下落については、“ 30 % 程度以上の下落 ” の合理的根拠は見当たらないため、“ 50 % 程度以上下落 ” するまで該当しない」を支持する。
- ② 営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる場合において、2 期連続してマイナスが減損の兆候の一つとされているが減損の兆候の基準としては、2 期連続マイナスに固執することなく、現下の経済金融情勢を考慮したうえで決定すべきである。

以 上